

## 防府市地域交流センター（愛称：アスピラート）ラウンジ営業者募集要項

### 1 募集の趣旨

防府市地域交流センター（愛称：アスピラート）（以下、「アスピラート」といいます。）は、人の交流による駅前の賑わいの創出と、本市の芸術文化の興隆に資するため設置されました。

施設1階には、来館される方のためにラウンジスペースを設けております。

アスピラートの指定管理者である公益財団法人防府市文化振興財団（以下、「財団」といいます。）は、このラウンジの営業者を次のとおり募集します。

### 2 施設の概要

(1) 所在地 山口県防府市戎町一丁目1番28号

(2) 施設 アスピラート・ラウンジ

(3) 面積 ラウンジ部分 49㎡（約14坪）

厨房部分 13㎡（約4坪） 合計62㎡（約18坪）

(4) 設備

#### ① 客室内

客席テーブル（800×800）	4台
客席テーブル（800×1400）	2台
椅子	28脚

#### ② 厨房内

冷凍冷蔵庫	1台
テーブルキャビネット（1200×750×800）	1台
ダストテーブル（900×750×800）	1台
サイドテーブル（360×370×800）	1台
コールドテーブル（1800×600×800）	1台
I Hコンロ	1台
電子レンジ	1台
食器シンク（1500×600×800）	1台
食器上棚（1500×300×2段）	1台

(5) 施設設置者 防府市

(6) 指定管理者 公益財団法人防府市文化振興財団

※ アスピラート専用の駐車場はありません。電車やバス等の公共交通機関か近隣の有料駐車場の利用をお願いしています。

### 3 応募資格

個人、法人を問わず応募できます。ただし、次のいずれにも該当する方に限ります。

(1) アспиラートの設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。

※ 防府市地域交流センター設置及び管理条例（平成10年防府市条例第7号、以下「防府市条例」という。）第1条に、「人の交流による駅前の賑わいの創出と、本市の芸術文化の興隆に資するため地域交流センターを設置する。」と規定されています。

※ ラウンジには、店名がついていません。ラウンジは休憩室、社交室の意味ですが、レストランや食堂と違って、喫茶店をイメージした憩いの場、くつろぎの空間です。

(2) 経営状況が健全で、ラウンジを安定的に継続できること。

(3) 応募者は、次の事項に該当していない者であること。

- ① 国税及び地方税を滞納している者
- ② 過去3年間に食品衛生法関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に該当する者

### 4 使用条件

(1) 使用物件

- ① ラウンジ施設49㎡及び同施設内の設備（上記の2（4）①）
- ② 厨房13㎡及び同厨房内の設備（上記の2（4）②）
- ③ 電気及び水道設備

※ 熱源は電気を使用します。LPガス等のガスは使用できません。

(2) 使用目的

ラウンジにおける軽食・飲物の調理販売（アスピラート内の指定された場所での出前販売を含みます。）

(3) 使用料

月額42,760円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※「当月分をその月の5日までに納付しなければならない。」(防府市条例第10条第2項)

(4) 光熱水費等の負担

営業に係る次の使用料は、営業者の負担とします。

- ① 電気料金（ラウンジ専用のメーターによる）
- ② 上下水道料金（ラウンジ専用のメーターによる）

(5) トイレ（下排水設備）の使用

ラウンジ利用者及び同営業者等は、アスピラート館内でのトイレ（下排水設備）を使用することができます。

(6) 禁煙

アスピラートの館内は、すべて禁煙です。喫煙は、館外の所定の場所でお願ひします。

(7) 原状回復

使用期間が満了したとき、または、使用許可条件違反等の理由により使用許可を取り消されたときは、ラウンジを営業者の負担により原状回復するものとします。(防府市条例第11条)

(8) 使用期間

- ① 使用期間は、営業開始予定日の令和4年4月1日(予定)から令和5年3月31日までとします。
- ② 使用期間を更新する場合の最終使用年月日は、令和8年3月31日(令和7年度の末日)とします。
- ③ 令和8年度以降の使用については、再度公募を行い、使用者を決定します。

※ 使用者は、使用を継続する場合は使用期間満了の1か月前までに、使用を継続しない場合は使用期間満了の3か月前までに、財団に申し出ることとします。

※ 財団は、使用期間の継続を認めない意思があるときは、使用期間の満了する前6か月以前に使用者に通知するものとします。

## 5 営業条件

(1) 営業開始日 令和4年4月1日(金)を予定しています。

(2) 営業日等

- ① 営業日は、アスピラートの開館日に合わせるものとします。ただし、止むを得ない事情により臨時に営業を休止するときは、原則1週間前までにアスピラートの承諾を得るものとします。

※ アスピラートの休館日は、火曜日(その日が祝日に当たるときは、その翌日)と12月29日から翌年の1月3日までの日です。

※ 休館日に大幅な変更が生じた場合には、別途協議のうえ決定します。

- ② 営業可能時間は、午前9時から午後10時までとし、通常営業は時間内で自由に設定することができます。ただし、時間を変更して営業する場合は、事前の申し出が必要です。

※ 入館者数及び開館日数

令和元年度	127,992人	308日
令和2年度	20,905人	267日
令和3年度(4月～9月)	36,206人	133日

- (3) 営業手続  
食品衛生等諸官庁への営業に関する手続は、営業者が行ってください。
- (4) メニュー（販売品目）及び価格  
アスピラート利用者のニーズに合った魅力的なメニューをリーズナブルな価格で提供してください。
- (5) 安全・衛生・清掃  
食品衛生法その他関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従い営業してください。
- ※ 以下に掲げる作業については、財団で実施します。
- ① アスピラート館内（ラウンジを含む。）の殺虫作業（年12回実施）  
② フローリングの表面洗浄と樹脂仕上げ、ガラス洗浄（年2回実施）
- (6) 営業の中止  
営業を中止する場合は、営業停止予定日の3か月前までに、その旨の届出書を提出してください。

## 6 募集期間

令和3年12月15日（水）から令和4年年1月12日（水）（午後5時必着のこと。）までとします。ただし、公会堂休館日（12/20、12/27、12/29～1/3、1/11）は、受け付けをしません。  
受付時間は、午前9時から午後5時までです。

## 7 応募方法

- (1) 提出書類（\*印は、法人のみとします。）
- ① 営業申込書（様式第1号）  
② 営業企画書（様式第2号）  
③ 定款の写し \*  
④ 会社登記簿謄本（発行から3か月以内）又は会社概要 \*
- 様式第1号及び様式第2号は、財団ホームページからダウンロードできます
- URL <http://www.hofu-culture.org/>
- (2) 提出先  
〒747-0026 防府市緑町一丁目9番1号  
（公財）防府市文化振興財団 事務局 （防府市公会堂内）
- (3) その他
- ① 提出書類は、提出期限後の書類の追加及び修正は認めません。また、提出書類は返却しません。

- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したときは、失格とします。
- ③ 営業企画書の内容等がアスピラートの設置目的に沿わないと認められる場合、又は営業企画書に基づく営業が確実でないと財団が判断したときは、営業者を選定しないことがあります。

## 8 現地説明会

要望により期日を設定し実施します。

## 9 選定の方法及び選定結果の発表

### (1) 選定委員会

財団に「アスピラート・ラウンジ営業者選定委員会」を設け、書類審査及び次の面接により選定を行います。

面接日時 令和4年1月21日(金) 午前10時から(応募者には、参集時刻をお知らせします。)

面接場所 防府市公会堂 5号室(防府市緑町一丁目9番1号)

電話 0835-23-2211

### (2) 選定委員会結果通知

選定された応募者には「選定通知書」により、選定されなかった応募者には「非選定通知書」により2月上旬頃、通知します。

## 10 問合せ先

〒747-0026 防府市緑町一丁目9番1号

(公財)防府市文化振興財団 事務局 (防府市公会堂内)

電話 0835-23-2211 Fax 0835-23-2828

URL <http://www.hofu-culture.org/>

(様式第1号)

アスピラート・ラウンジ営業申込書

令和 年 月 日

(公財) 防府市文化振興財団

会長 杉 山 一 茂 あて

申込者 住所 (法人にあっては所在地)

\_\_\_\_\_  
会社名 (法人にあっては法人の名称)

\_\_\_\_\_  
応募者氏名 ㊞

アスピラート・ラウンジの営業について、「防府市地域交流センター（愛称：アスピラート）ラウンジ営業者募集要項」に基づき、関係書類を添えて申し込みます。

また、私は、次に掲げる事項のいずれにも該当していません。

- 1 過去3年間に食品衛生法関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に該当する者

関係書類

- 1 営業企画書（様式第2号）
- 2 その他の必要書類
  - (1) 営業許可書の写し（現在、営業許可を取得の場合）
  - (2) 所得税、市民税の納税証明書（応募者が個人の場合）
  - (3) 法人税、法人市民税の納税証明書（応募者が法人の場合）
  - (4) 定款の写し及び会社登記簿謄本（発行から3か月以内）又は会社概要（応募者が法人の場合）

【連絡責任者】

所属部署名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

Fax \_\_\_\_\_

(様式第2号)

アスピラート・ラウンジ営業企画書

【応募者名】

1 店舗運営に関する基本的な考え方（セールスポイント、営業実績等）
2 メニュー構成及びその内容と価格表（記載できない場合は、別表を添付してください。）
3 従業員の配置計画
4 衛生管理体制と管理方法
5 収支計画（集客、売上げ、経費内訳等）
6 その他特徴的な企画案（経営上の工夫やサービスの向上策等）

- 1 営業企画について、具体的に分かりやすく記載してください。
- 2 記載事項を補うための資料があれば、本書に添付してください。